

一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所 行動計画

女性職員が働きやすい環境の整備を通じ、全ての職員の仕事と生活の調和を図り、活気あふれる職場をつくることを目的に、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

2. 課題 過去3ヶ年平均の年次有給休暇取得率が49%と同業種*に比べ低位となっている。* 日本標準産業分類に基づく「学術研究, 専門・技術サービス業」

3. 目標 年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

4. 実施時期と取組内容

(1) 令和4年3月～

職員に電子掲示板等で行動計画を周知し、年次有給休暇の取得を促す。

(2) 令和4年4月～

①大型連休、夏季休暇、年末年始等に合わせ長期休暇になるよう奨励する。

②四半期毎に取得状況を把握し、定例会に状況報告するとともに、職員へ取得を奨励する。

③管理職が率先して取得しやすい雰囲気醸成する。

(3) 令和4年9月～

面談等において、取得状況、予定、取得に係る課題を確認し、取得の奨励や取得しやすい職場環境の改善を図る。

(4) 毎年1月～

①前年の取得状況の把握・分析を行い、対策を検討するとともに、行動計画の十分な再周知を行う。

②前年と同様、定期的、計画的な取得を促す。